

耕種農家の皆様へ

平成23年9月1日  
西部農業事務所

## 堆肥・肥料等の利用について

これまで利用の自粛をお願いしていた「原発事故前に生産され屋外で保管されていた堆肥」について県で検査したところ、県内の南部地域\*の堆肥は暫定許容値に適合していることを確認しましたので利用が可能になりました。

引き続き適切な堆肥・肥料等の利用をお願いします。

\* 群馬県内の南部地域：沼田市、吾妻郡、利根郡の地域以外の地域

### 暫定許容値の設定

肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値

1kg当たり（製品重量）400ベクレル

### 利用できる堆肥・肥料

- 原発事故前に生産された堆肥（屋外で保管されていたものも含む）
- 牛ふん堆肥、豚ふん肥料、鶏ふん肥料、山羊・羊・馬の堆肥
- 製造業者等で検査が完了し、暫定許容値以下であることが証明されているもの
- その他検査の必要性が低い肥料については別紙（8/10農水省一部改正通知）を参照願います。

### 引き続き検査の必要があるもの

- 腐葉土、剪定枝堆肥
- 雑草堆肥、稲わら堆肥、バーク堆肥

### 注意いただきたい事項

- 購入したり譲り受ける場合は、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたのかを確認しましょう。
- 堆肥等を使う際には、使った原料・生産時期・保管場所・施用量を確認し、記録に残しましょう。

### 【本件に関する問い合わせ先】

（農業振興課：027-322-0539）

（普及指導課：027-321-3600）

（藤岡地区農業指導センター：0274-23-4555）

（富岡地区農業指導センター：0274-63-6711）